

## 教 育 委 員 会 議 事 録

(令和4年度 教育委員会 第9回定例会)

開会 令和4年12月14日(水)

閉会 令和4年12月14日(水)

午前9時00分

午前10時03分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	藤井 和重	青少年育成課長	山崎 豊
	教育次長	漁 修生	学校保健安全課長	濱本 新
	教育総括室長	薩美 征夫	教育企画課係長	瀧井 佑介
	参与(人事担当)	八橋 徹	教育総務課係長	大寺 修平
	参与(教育政策推進担当)	岡崎 州祐		
	学校支援部長	吉田 巖一郎		
	学校教育部長	杉田 二郎		
	教育総務課長	竹村 一貴		
	教育企画課長	原田 博司		
	教育職員課長	秦 淳也		
署 名	教育長		委員	

## 付 議 案 件

### < 教育長報告 >

#### < 議 題 >

- (審) 報告第12号 丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議に対する意見決定の件  
〔青少年育成課〕
- (審) 報告第13号 令和4年度 西宮市一般会計補正予算(第9号)  
(12月定例会教育委員会所管分) に関する意見決定の件 〔教育企画課〕
- (審) 報告第14号 西宮市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例案に関する  
意見決定の件 〔教育職員課〕
- (審) 報告第15号 西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等  
の条例案に関する意見決定の件 〔教育職員課〕

#### < 一般報告 >

- 一般報告① 給与制度の見直しについて 〔教育職員課〕
- 一般報告② 児童生徒の状況について 非公開 〔学校保健安全課〕

以 上

傍 聴

0名

重松教育長	<p>ただいまより、令和4年度 第9回 教育委員会定例会を開催します。議事録署名委員には、藤原委員を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>はじめに9月定例会、10月定例会について議事録の承認を行います。議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。それでは承認します。</p> <p>なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで各委員に確認します。本日は傍聴者がおられませんが、会議は公開が原則ですが、一般報告②は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>はじめに私から報告させていただきます。</p> <p>今回は教育の学びについて話をしたいと思います。</p> <p>文科省の方で、これからの学びについては、「主体的で対話的な深い学び」ということが言われています。その中で様々なことが言われており、一つは学びの方向性として、社会とのつながりを考えながら、教師の側としては「何を教えるのか」というのが非常に大切だということです。</p> <p>子供の方では、知識・質・量の改善で、子供たちにとっては「どのように、それを学ぶのか」ということ。そして、学んだことが「どのように身につけているのか」ということが非常に大切だと言われています。</p> <p>今までの主体的・対話的で深い学びに合わせて、教師の側としては「何を教えるのか」、子供の側はどのように学んで、どのような力がつくのかということが非常に大事だということです。</p> <p>学びにつきましては、後から話が少し出てきますので、またそのときに説明した</p>

いと思います。

これからの時代で身に付けたい能力として、大切なことは二つあると言われています。

一つは創造的な思考力、もう一つはコミュニケーション能力です。合わせてそのような力をつけるためには、教員がどんな質問をしたらいいのか、どんな導入をすればいいのかが非常に重要だと言われています。

コミュニケーション能力については、相手の気持ちを理解し、自分の考え方を主張できるという二つの面があります。このコミュニケーション能力は、ひいてはいじめの問題にも必ず関わってくるのだと言われています。

創造力については、これからはただ単に知識をつけるだけではなくて、それを基にして新たなよりよい社会を作り出すために、その創造力を発揮しなければいけないということが言われています。

これからの時代には、社会を生きていくために創造的な思考とコミュニケーション能力を身に着け、発揮する必要があると言われています。

このことに関して、ダニエル・カーネマンが書いている「ファースト&スロー」の中に、人間の思考力について述べられています。人間の思考力についてはシステム1とシステム2があり、システム1は「速い思考」、システム2は「遅い思考」と言われています。

システム1は、深く考えず瞬時に物事に答えを出すために、脳のエネルギーをほとんど消費することはないと言われています。例えば2+2の計算やぶらぶら歩く、看板を見たときにすっと字が読めるということがシステム1にあたります。

なぜシステム1とシステム2に別れたのかというと、人間が狩猟時代に生きていた時の脳は、瞬時に判断ができないとほかの動物に襲われて死んでしまうという状況にあり、瞬間的にここは危ない、などということ判断する必要があったからです。

システム2は遅い思考で、熟考して物事を考えるものですが、脳のエネルギーを多く消費するという欠陥があります。どうしても人間は、システム1で瞬時に動き、どうしても遅い思考はなかなかしないものです。日常生活では、99%が「システム1」で判断し、その判断をもとにして動いていますが、大事なときは「システム2」を動かさないと、きちんとした判断ができないと言われています。

なぜかというと、システム1だけだとフレーミング効果が影響するためです。例えば二つのリンゴジュースがあります。一つは果汁90%以上のジュース、もう一つは添加物が10%以下のジュース。どちらのジュースを選びますかと訊ねる

と、人間はすぐに果汁90%以上のジュースと答えますが、実際はどちらも同じジュースです。しかしこういったことは、急に判断できないもので、そういうときはやはり熟考することが必要であるということになります。

同じような例で、バットとボールが合わせて1ドル10セントです。バットはボールより1ドル高いです。ではボールの値段は幾らですかと聞かれたときに聞かれたときに、パッと考えると10セントと答えるのですが、実際はそうではなくて、10セントを半分に割って5セントと5セントにして1ドルを足すと、バットは1ドル5セント、ボールは5セントで、ちょうど1ドル高いと答えがでます。このように問われたときに判断するために、システム2が動かないといけないのですが、やはり瞬時にシステム1で動いてしまうのです。

もう一つの大きな特徴は、システム2が動いているときは瞳孔が大きく広がるのだそうです。ですから逆に言えば、授業中に子供たちが本当に考えているかということは、目を見て瞳孔が開いていると、考えているということが分かるのです。動いていないということは、あまり考えていないということが分かるそうです。それらに関して脳科学者であり医者である奥村さんが、スマホに依存すると、「システム1」ばかりが動いて、「システム2」が動かなくなるということがあると述べられています。

どういうことかということ、スマホを使い過ぎるとそれが習慣になり、脳で考えようとしなくなるのです。例えば分からないことがあると、すぐにスマホで調べます。私も時々あるのですが、スマホで調べると、すぐに答えが出ます。どこかへ行くときも、スマホの地図を使うとすぐ目的地にたどりつくのですが、それがないとどこへ行っていいのかわからないということが起こります。要するに、人間が情報を受け取る際の脳の働きとしては、システム1とシステム2にも関わってきますが、前頭葉の部分には「深く考える機能」、「浅く考える機能」、「ぼんやり考える機能」と三つの機能があるのだそうです。そのうちのシステム1の部分、浅く考える機能ばかりが働くと、深く考える機能やぼんやり考える機能が働かなくなると言われています。

例えば、将棋棋士の藤井さんは深く考えるので、対局すると大体4キロほど痩せるのだそうです。深く考えることは、脳が全体のエネルギーの60%ほどを使うようです。今日一日を一生懸命頑張ったと思って体重計に乗って全然体重が減っていなければ、ひょっとすれば脳をあまり使っていないことになるのかもしれない。

それに関してですが、ブルデューの「ディスタンクシオン」という本があります。

この本にはどうということが書いてあるかというと、人間の様々な行動や考え方、性質、しゃべり方などは、社会行動で規定され、条件づけられてということが述べられています。つまり、自分が考えとか、自分が何かをするということをしなないと、社会の影響を受けて自分の性格が消えていくこともありうるということかもしれません。また、幼児教育が非常に大事だということも言われており、小学校や中学校でも自分で考えることをしなければ、日常の考え方や行動などが家庭や地域の影響を受けてしまうということがあります。

そういうことを調べる視点としては、一つはアンケート調査で、もう一つは実際に現場に行き、観察などによってデータを取ることです。1970年ごろに出た本で、仮説として私たちの日常での無意識的な実践が、大きな社会構造の中で、どのように生きているかというのがここではっきり分かるということと、規範や価値観などは、社会や家庭から受け継いでいるということが言われています。例えば、家庭で一番多く影響を受けることは、文化的な欲求に関することなのだそうです。家で音楽を聞いたり、絵を見たり、美術館に行ったり、そういうことをしている家と全くしていない家ではどのように違うかということ、音楽が流れていても、それはただ音が聞こえているだけで、意味も何も感じないのです。普段から家で聞いていると、この音楽はこうだというように感じることもあるのだそうです。

1950、60年ぐらいの話ですが、例えばクラシックを中心に聞いている家庭と、ただ単に普通の音楽を聞いている家庭との生活様式は全然違うのだそうです。そのことが文化的な面だけではなく、生活様式、学歴にも関わってくるということも言われています。

学校で音楽を聞いたり絵を描いたりすることで、足りなかった分を学校教育で補っているわけですが、家庭で身に付いたものについては、伸び伸びと自由に振る舞うことができますが、学校ではどうしても禁欲的、規範的な形で動くという欠点があるのだそうです。

もう一つそれに関して、ポール・ウィリスが書いている「ハマータウンの野郎ども」という作品があります。イギリスのある地区で、炭鉱のようなところで働いている地域の子供たちを見ると、ほとんど学校に行っていないのだそうです。なぜかということ、地域の価値観として、学校で身につけたものは炭鉱では役に立たないという意識があるのです。ここからも地域環境がそれぞれの子供たちに大きな影響を与えているということが見てとれます。先ほどのブルデューの「ディスタンクシオン」と「ハマータウンの野郎ども」でも、家庭・地域、学校の影響は

非常に大きいということが記されています。

逆に言えば、いじめや不登校の問題も家庭や地域などにつながっていますし、それを先生がきちんと感知して指導ができるかなど、子供や生徒とのつながりが非常に大きいのかということが、ここから分かるような気がします。これは全てに当てはまるわけではありませんが、社会教育として調べていくと、そういうことが分かってきています。

それからもう一つは、創造力をつけるということです。今アメリカなどでもされている「STEAM教育」というものがあります。

日本でも高校生からやっていますが、これは始めはSTEAMのAがなく、S・T・E・Mでしたが、2011年にオバマさんが広げ、アートは非常に重要ということでAを付けたと言われていました。教科横断的に、多元的に自ら学ぶ力をつけて、友達などほかの人と協力して正解のない問題を解決していく能力を育むためには、このS・T・E・A・Mの教育、「STEAM教育」が大切で、サイエンス、テクノロジー、エンジニア、アート、そして数学をやっていくことによって、そういうものを身につけなければいけないと言われていました。

創造性とは、どういうことかということで、スタンフォード大学のボブ・サットンという人が、古いものから新しいものを作り出す能力のことを創造性といい、どのようにできるかという、複数のものを組み合わせて新しいものを作り出すということです。それまでの常識や発想をくつがえし、新しい解決策を作り出せるかということで、新しいものを生み出すためには、必ずヒントを探さなければならないと言われていました。

そのような創造性を育てるためには、様々な違った分野の人と話をしたり、好奇心をもって研究してみることや、同じものでも新しい視点で見直すことです。例えば一つのものがあったら、それを一つの使い方ではなく、使い方によっては様々なことにも使えるというように、新しい視点を持つことが大事です。また、好奇心を持つことや、批判的な意見を受け入れたり、議論をしっかりして自分の考え方をしっかり持つことも大事ですが、やはり一番大事なことは、心の余裕を持つことだと言われていました。

現代の中でそういう創造性についての調査をしているものがあります。学校のクラスの先生に好ましい生徒と好ましくない生徒のリストを作るよう頼んだそうです。そのうえで、生徒一人ひとりに創造性のテストを行い、その結果と先生の作った好ましい生徒と好ましくない生徒との比較をしたそうです。そうすると、先生が好ましいという生徒は創造性が低く、先生が好ましくないと感じる生徒は非

常に創造性が高かったのです。これはなぜかということ、学校の中では先生はどうしても自分の枠の中に生徒を入れ込もうとしているのではないかと考えられます。先生も生徒から学ぶこともあるということを考えないといけないのではないかと、この結果から分かります。やはり創造力を育てるということは、非常に難しいということを感じます。

最後に京都大学の山極寿一さんが、科学と人間の信頼をつなぐストーリーが今崩れかかっていると言われていています。それは、今まで科学とその予想は大体合致していて、それを基にして安心をもたらして幸福な生活をしてきたのですが、最近では科学が予測した数値が必ずしも私たちの暮らしを豊かにせず、返って不安や不具合をもたらしているということと言われています。

昔はこうすればこうなるというストーリーがあったのに、最近はストーリーではなくて語りになっているのです。要するに、語りをするだけであって、それから先どうなるかというのは分からないということです。そのことが分かったのがコロナへの対応だと言われていています。マスクをした方がいいのか外した方がいいのかという問題も、はっきりした結論が出ていません。

同じような話は、東日本大震災後の堤防の作り方でもあるようで、例えば9メートル級の堤防を作らなければいけないということで、それを作ったところと、津波はだんだん波が小さくなるので、到達したときは2メートルぐらいになっているので9メートルも必要なく、それよりも津波を小さくするようなシステムを作る方がよいのではないかと、という議論もあるそうです。防災林や防風林など、しっかりと木を植え込むことも一つの方法ではないかということで、植林をしたところもあるようです。同じ事象に対しても、それぞれ対応が違うということは、はっきりした方法や方向が分かっていないため、このようなことが起きるのです。今回のコロナの対応に関しても様々な意見や対応がありましたが、世界でも様々でした。サッカーのワールドカップがありましたが、応援している人の多くはマスクを外していました。

これからの教育のあり方は、非常に難しい状況になっています。創造性やコミュニケーション力をつけることをやっていかないといけないのですが、そのためには先生自体も変わっていかないといけないし、子供たちとの人間関係をどうつくるかということも非常に大切です。教育には様々な難しい課題があるということ、この本を読んでいて私も思いましたので、報告させていただきました。

私からは以上です。これにつきまして何かありましたらお願いしたいと思います。

山本教育委員	<p>大変興味深く聞かせていただきました。創造的思考力の話のことにつながって話をしますが、新しい社会をつくるためには、創造的思考力ということが大切だということで、特にその中で私は、批判的思考力ということは、極めて大切だと思います。それは本当にそうかと疑ってみる、そういう態度が大切だということです。以前に教育長から池田晶子さんの「14歳からの哲学」とか「14歳の君へ」とか、それから著者は忘れましたが、「13歳からのアート思考」などの本も紹介していただきました。これは全部、13歳か14歳なんですね。中学校の2、3年で、この時期というのは大人が子供に向けていた常識や規範ということに、疑いを感じる時期。だからこういう本がたくさん出ているのだろうという気がします。教師にとって自分を批判されるということは大変なことなのですが、それを受け止め、そのことを子供たちと一緒に本当にならざるかと考えていくという、そういう取組みを、具体的に学校の様々な活動や授業でしていくということは、大切だと思います。当然それは小学校でも可能なわけで、大人の枠の中で対応しない、それを否定するところから新しいものが生まれるわけだから、教師も子供と共に考えて、学校の活動を大切にしたいと思いました。</p>
長岡教育委員	<p>教育長のお話の中に、人間の思考の中にはシステム1と2があるという内容がありました。速いジャッジ、所謂とっさの判断が求められる状況もあるでしょうし、じっくり考えて答えを出すということも必要なもので、両方の判断力が必要なのだなと感じました。</p> <p>また、そもそもどの状況で、どちらのシステムを機能させるのかということを理解できていない子供たちも多いように感じます。</p> <p>今は速いジャッジ、とっさに正しい判断をしなければいけないという場面や、じっくり考えて様々な考え方やアイデアを出すことが必要な場面があると思います。速い判断か、じっくり考えるのか、指導する側がどのように状況を作っていくのかということが、指導する側には求められるのかと聞いていました。</p>
藤原教育委員	<p>藤原です。教育長のお話をきちんと瞳孔を開いて聞いておりました。</p> <p>中でも興味深かったのは、先生にとって好ましいか好ましくないかというその創造性が、子供の創造性が高いか低いか分かれるということは非常に面白い話だなと思いました。何て言うのでしょうか、批判されるのが怖いのですね先生は。これは私も人に物事を教えることを仕事にしておりますので、気持ちはすごく分かるのですけれども、指導者たるものリーダーシップを取るということは大事なこ</p>

重松教育長	<p>とだと思います。一方で、一緒に悩む、一緒に解決するという姿勢をもって構わないということが分かったときに、すごく楽になるということは、体感としてありますので、先生方はもちろんそういう意識を持たれていらっしゃると思いますが、必ずしも完璧な人間である必要はないということは、大事なことのかなと思って伺いました。</p> <p>ちなみにこれ、出典は何ですか。</p>
藤原教育委員	<p>ありがとうございます。</p>
側垣教育委員	<p>大変興味深いお話、ありがとうございます。</p> <p>私も好ましい子供、好ましくない子供のその創造性のことについては、すごく面白いと思ったのですが、どうしても私も自分の仕事柄、教育長が言われた自分で考えるということについては良い教育が大切だという点は、小さな子供たちの育ちを見ていると、その辺りの責任が本当にあるのだなと思います。その社会の構造で、その行動を考え、検討されるということについては、やはり子供たちはいかにその家庭と同じような環境で、子供たちへそういう情報や環境を提供していくかということ、乳幼児のときから大切にしていかなければいけないと思います。自分で考える力は、どうしても小さな子供たちは判断ができないだろうということで、大人が先導して方向性を決めてしまうことも多いのですが、私たちは今、日々保育園での保育の中で子供たちに考えてもらって決めてもらおうと、毎日サークルタイムという時間を設けていて、そこで子供たちが相談して、どうしよう、どこ行こうという話をして、意見を出し合って決めていくということをしています。その中で自分たちが相手のことも考えながら自分の行動を決定していくということを経験してもらいたいと思います。</p> <p>もう一つはそれに関わる大人の方が、子供たちをよく観察して、子供たちの思いを受け止めるということがとても重要だと思っていて、子供たちの日々の行動や遊びをカメラで撮って、その日の分を一日分まとめて職員がコメントを付け、写真付きのプリントにして保護者にお伝えしています。毎日作っているのですが、やはり保育士たちは子供たちの日々の変化などにすごく敏感になって、子供をどうという視点で見たいこう、子供をどうという視点で評価したいこうということが、すごくいい経験になっているのではないかと思います。</p>

	<p>たとえ子供たちが、そのような行動をしても、それを受け止める側の大人が鈍感であれば、子供たちの成長は見えてこないもので、やはり我々自身も感受性を高めながら、子供たちと関わっていかねばと改めて感じました。</p> <p>ありがとうございます。</p>
重松教育長	<p>様々なご意見をありがとうございます。学校の方もなかなか大変な中、変わっていかねばと思いますので、またよろしくお願いします。</p> <p>それでは今から審議に入ります。</p> <p>まず、報告第12号「丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する協議に対する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>青少年育成課長、お願いします。</p>
青少年育成課長	<p>丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する協議に対する意見決定の件について、報告いたします。</p> <p>本件は、11月7日の定例会において内容説明をさせていただいた案件でございます。</p> <p>11月30日に市議会に丹波少年自然の家事務組合規約の変更についての議案が提出され、同日付で市議会議長より教育長宛てに資料3ページのとおり、諮問の文書が送られてまいりました。市議会の日程の都合上、教育長の臨時代理によりまして、12月2日付で異議のない旨資料2ページのとおり回答を行いましたので、報告をさせていただくものでございます。</p> <p>なお、議案につきましては、昨日開催された総務常任委員会において承認されております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第12号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、報告第13号「令和4年度 西宮市一般会計補正予算（第9号）（12月定例会教育委員会所管分）に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>報告第13号「令和4年度 西宮市一般会計補正予算（第9号）（12月定例会 教育委員会所管分）に関する意見決定の件」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議会への予算案の提出にあたりましては、議案として教育委員会会議に付議し、教育委員会としての意見を決定する必要があります。</p> <p>本件につきましては、議会に上程する期日の関係で、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により、12月7日付で決定いたしましたので、本日、同条第3項の規定により、これを報告させていただきます。</p> <p>まず資料の3ページ、第1表「歳入歳出予算補正」をご覧ください。</p> <p>上の表が歳入予算で、その表の一番下の合計欄2,000円を増額し、補正後の額を20億6,295万6,000円とするものです。</p> <p>下の表が歳出予算で、一番下の合計欄、3,177万9,000円を増額し、補正後の額を231億3,451万5,000円とするものです。</p> <p>次、5ページをご覧ください。</p> <p>第4表、歳出補正の明細になっております。</p> <p>今回の補正予算は、人事院勧告に基づき実施される、国家公務員の一般職の給与改定を受け、本市職員の給与につきまして、給料表と一時金支給月数の改定を行うことに伴うものです。</p> <p>具体的には、各項それぞれの「職員の給与費」におきまして、給料と職員手当等、共済費を増額し、また、項05「教育総務費」、目10「事務局費」の「人事関係事務経費」につきましては、会計年度任用職員の期末手当、共済費を増額するものでございます。</p> <p>続きまして、歳入についてご説明いたします。</p> <p>前に戻りまして、4ページをご覧ください。</p> <p>こちら第3表、歳入補正予算の明細でございます。</p> <p>款「諸収入」、項「雑入」の「会計年度任用職員等雇用保険料本人負担金」は、歳出でご説明いたしました、「人事関係事務経費」の会計年度任用職員の期末手当を</p>

重松教育長	<p>増額することに伴い、本人負担金2,000円を増額するものです。 説明は以上となります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。 なければ採決に入ります。 報告第13号については、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。 次に、報告第14号「西宮市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例案に関する意見決定の件」、報告第15号「西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の条例案に関する意見決定の件」を一括して議題とします。 教育職員課長、お願いします。</p>
教育職員課長	<p>それでは、報告第14号及び報告第15号は、ともに条例改正にかかる意見決定の件であり、またそれぞれ関連する内容でもあることから一括で説明させていただきます。 まず、報告第14号「西宮市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例案に関する意見決定の件」から説明させていただきます。 まず1ページをご覧ください。 先月16日の臨時会後の事務局との懇談会において説明させていただきましたとおり、市長事務部局において、職員の定年年齢を段階的に引き上げる、などとする「西宮市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例」案が作成され、教育委員会にも意見照会がありました。 作成されました改正条例案は3ページから11ページにかけてございますが、教育職にも関わる主要な変更箇所についてのみ説明させていただきます。 それでは、3ページをお開きください。 3ページの中段、やや上の第3条をご覧ください。</p>

「職員の定年は、年齢65年とする。」とあります。定年年齢が60歳から65歳に引き上げになりますので、この個所が変更になります。ただし、2年に1歳ずつ段階的な引き上げになります。その内容は、ページが飛びますが、7ページをお開きください。

7ページの中段のやや下、付則の第2条「定年等に関する経過措置」の第1項の表の中にそのことを記載しております。

ページを戻りまして4ページをお開きください。

4ページの下の方にある第6条をご覧ください。

「管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。」ということで、基本的には60歳を上限とする役職定年制を導入することとなります。しかし、前回、説明させていただきましたとおり、本市の高等学校及び幼稚園の校園長・教頭職につきましては、近年、後継者不足の状況が続いていることから、役職定年制の例外規定を設けています。

5ページをご覧ください。

5ページの中段、やや上から始まります第8条が管理監督職への任用の制限の例外規定となっております。例外とする理由により条文が別れておりますが、本市の教育職のように後継者不足を原因とする場合の条文については、6ページをお開きください。

6ページの上から3行目から始まります第5項が該当条文になります。対象とする具体的な職種及び役職につきましては、規則で定める予定をしております。

続きまして、7ページをご覧ください。

1行目から始まる第9条に、定年前再任用短時間勤務の任用について記載しています。定年引上げ後は、健康上、人生設計上の理由等により短時間勤務を希望する職員が増加することが想定されることを踏まえ、短時間勤務の職で再任用する定年前再任用短時間勤務制度を導入いたします。

そのほかにも、定年延長制度にかかる記載がありますが、全てこちらの意向どおりとなっていることから教育長の臨時代理により2ページのとおりに「異議なし」で回答いたしております。

続きまして、報告第15号「西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の条例案に関する意見決定の件」について説明いたします。

1ページをご覧ください。

先月16日の事務局との懇談会におきましても少し触れさせていただきました

が、今年的人事院勧告におきまして若年層の給与の引上げ及び勤勉手当の支給率の増加が示されたことから、本市におきましても給与改定等の条例改正を12月議会に上程することとなりました。

給与改定や勤勉手当の支給率の増という内容でありましたら、表題の条文とは別の、「西宮市一般職員の給与に関する条例」を改正することになりますが、定年延長制度の実施にあたりましては、先ほどの「西宮市職員の定年等に関する条例」以外の条例も改正が必要となったことから、複数の条例をまとめて改正することとなりました。そのため、改正する条例名が別の表題になっておりますが、「西宮市一般職員の給与に関する条例」や定年延長の実施にかかる諸変更もこの改正条例の中に含まれております。

まず、人事院勧告に基づく給料表の改正についてでございますが、22ページをご覧ください。

22ページに教育職給料表(1)、いわゆる高等学校在籍職員の給料表でございます。

そして、24ページに教育職給料表(2)、これは、いわゆる幼稚園在籍職員の給料表の新旧対照表をお示ししております。現行の給料表と比較しますと、若年層を中心に200円から4,600円の増額改定となるものでございます。

定年前再任用短時間勤務職員の給与につきましては、それぞれ表の裏面の一番下に記載していますが、現行の再任用職員と同額としております。

また、今回改正予定の給料表につきましては、兵庫県の教育職給料表に準じたものでございます。

続きまして、26ページをお開きください。

26ページから教育職に係る改正条例の新旧対照表を載せておりますので、主な変更内容を説明させていただきます。

まず、26ページの一番上、第19条に勤勉手当の支給割合の変更内容を載せております。人事院勧告どおり正規職員については夏・冬それぞれ100分の95から100分の100への増としております。

続きまして、28ページをお開きください。

中段、第6条の3、第4項に、55歳超職員については普通昇給を停止する旨を記載しております。これは、国や兵庫県、多くの市町で既に実施済みでありましたが、本市では実施できていませんでしたので、定年延長制度の施行に合わせて実施するものでございます。

続きまして、33ページをお開きください。

ここからは条例の本文ではなく附則の改正箇所になります。

33ページの一番上にあります附則の33以降に、60歳に達した年度の翌年以降の給料月額について細かく記載しております。内容としましては、当分の間、60歳以降の給料月額は、60歳時点の給料月額の7割となる旨を定めております。

続きまして、34ページをお開きください。

1行目、附則の35ですが、管理監督職上限年齢により降任した場合、降任前の給料月額の70%を補償する旨を規定しております。

続きまして、36ページをお開きください。

36ページの中段あたりから「西宮市職員退職手当支給条例」の新旧対照表を載せております。こちらページ数が多いですが、主要な変更箇所についてのみ説明させていただきます。

37ページをご覧ください。

中段から下側です。第5条の3でございます。定年延長により退職年齢が65歳に段階的に引き上げになりますが、定年前早期退職の対象年齢は従前と変わらず、45歳である旨を規定しております。

続きまして51ページをお開きください。

51ページの中段やや上側、附則の18でございます。例えば、校長から教頭へ管理監督職上限年齢制とは関係なく60歳以前に役職を降任し、60歳で管理監督職上限年齢制により教頭から教諭に降任するなど、退職までに2度降任する場合の退職手当の基本額の算出方法についてでございます。この場合、退職直前の教諭時点の給与月額のみで退職手当の基本額を算出するのではなく、校長時代及び校長降任後の教頭時代の最終日の給与月額にその時点までの勤続年数に応じる支給割合をそれぞれ乗じて算定する旨を記載しております。なお、60歳で管理監督職上限年齢制により初めて降任するなど、1度の降任の場合は、既に存在する、今回改正対象にはなっていない別の条文、第5条の2を適用いたします。

最後に、これら改正条例の施行期日についてですが、令和5年4月1日からの施行となります。ただし、人事院勧告に基づく給与関係の改正は、令和4年4月1日に遡及して施行いたします。

これらの改正内容も、こちらの意向どおりとなっていることから、教育長の臨時代理により2ページのとおり「異議なし」で回答いたしております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第14号、報告第15号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、一般報告①「給与制度の見直しについて」を議題とします。</p> <p>教育職員課長、お願いします。</p>
教育職員課長	<p>それでは、一般報告①「給与制度の見直し」について説明させていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>令和5年度から実施する定年延長制度を踏まえ、近隣市等との比較の中で突出して高い項目について見直しを行います。内容としましては、西宮市立高等学校在籍の教育職に適用する教育職給料表(1)の初任給基準表の号給を表のとおり1号給引き下げることといたします。</p> <p>施行日は令和5年4月1日でございます。</p> <p>この変更は、「西宮市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の改正により行います。</p> <p>説明は以上となります。よろしくお願いたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>これは1号給が下がりますが、金額としては下がっていないという解釈でよろしいですか。</p>
教育職員課長	<p>先ほどご覧いただきました資料の22ページに高校の給与表をお載せしておりますが、見づらくて申し訳ありませんが、2級の23号級をご覧ください。現行が</p>

重松教育長	<p>22万1,300円となっております。これが、このたび22万4,700円に改定されるわけですが、1号給下がりをまして、22号級のところが22万2,800円となっております。つまり金額的には1,500円上がるということになります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告①を終了します。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>一般報告②「児童生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告②を終了します。</p> <p>以上で予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>これをもちまして、第9回 教育委員会定例会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>